報告第６号

財政の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第３条第１項及び第 22 条第１項の規定により、次のとおり健全化判断比率及び資金不足比率を本議会に報告する。

令和７年９月８日

三 朝 町 長　松 浦 弘 幸

１　健全化判断比率

| | |
|---|---|
| 実質赤字比率 | － |
| 連結実質赤字比率 | － |
| 実質公債費比率（３年平均） | ８．０％ |
| 将来負担比率 | － |

２　資金不足比率

| | |
|---|---|
| 温泉配湯事業特別会計 | － |
| 水道事業会計 | － |
| 下水道事業会計 | － |